

仕 様 書

1 件名

令和7年度「国際スポーツ大会を契機とした観光振興」に係る Web サイト及び SNS の運営管理業務委託

2 目的

2025 年に開催される「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」（以下「東京 2025 世界陸上」という。）及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」（以下「東京 2025 デフリンピック」という。）をはじめ、国内で実施される国際スポーツ大会（以下「大会」という。）の機会を活用し、東京及び東京以外の会場も含めた各地の観光情報を発信し、国内外の観戦客の東京及び日本各地への誘客を促進する。

【参考】本事業関連 Web サイト・SNS

- Japan Sports Journey サイト（英語・日本語）（以下「ウェブサイト」という。）
<https://www.sportsjourney.jp/>
<https://www.sportsjourney.jp/ja/>
- Japan Sports Journey SNS アカウント（英語・日本語 Facebook）（以下「SNS」という。）
<https://www.facebook.com/JapanSportsJourney/>
<https://www.facebook.com/JapanSportsJourney.JP/>

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 全体運営

(1) 全般について

受託者は本仕様書に掲げる目的に基づき、ウェブサイト及び SNS の制作、コンテンツの拡充及び最新情報の掲載、管理運営・保守を行うこと。運営スケジュールを立てて、次の事業を実施すること。

- ア. ウェブサイト（英語・日本語）の更新・新規コンテンツ制作・運営管理及び保守管理
- イ. SNS（英語・日本語 Facebook）の更新及び運営管理
- ウ. オンライン広告掲出
- エ. 効果測定及び報告

(2) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- イ. スケジュールや実施内容等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。進捗状況を綿密に財団に報告し、内容に変更が生じた際は、速やかに調整をはかること。
- ウ. 日本（東京）及び対象市場の最新社会情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮し実施する。また、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
- エ. 本事業実施にあたっては掲載許可をとること。写真や映像利用は、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- オ. コンテンツ制作全般において財団の確認の前に必ず内部チェックを経て、スペルミス等の誤りを修正した状態としておくこと。また綿密なファクトチェックを行うこと。
- カ. 各広告媒体掲出先のオンライン版掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。
- キ. 東京都や財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

(3) ウェブサイトの運営管理

- ア. 既存コンテンツを前年度の受託事業者から令和7年5月30日までに引継ぎ、運用すること。なお、ウェブサイトのデザインや仕様は従来のもを引き継ぐことを想定しているが、必要に応じて本委託費の範囲内で改善を行うことは妨げない。引継ぎ・移管に係る一切の費用を本委託費に含めること。
- イ. 既に取得・使用しているドメイン名等は、運営上継続が必要となるものの契約更新等を行うこと。サーバーの接続設定等は前年度の事業者から適切な引継ぎを行い、財団と十分協議の上、実施すること。
- ウ. サーバーは受託者で用意し、受託者はウェブサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。
- エ. 国内のハウジングによる物理サーバーを基本とするが、クラウドサーバーでも同等以上の性能及びセキュリティレベルの維持が可能であれば、財団の承認を得た上で使用してもよいこととする。
- オ. サーバーを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
- カ. ウェブサイトの運営システムの運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載すること。障害発生時は24時間受付可能な体制とすること。

- キ．原則、ウェブサイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- ク．不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。
- ケ．ウェブサイト運営に使用するシステム等（サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS等）は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに財団に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は財団へ報告すること。
- コ．GDPR（EU一般データ保護規則）に則り、対応した個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約、クッキーポリシーの更新・掲載作業を行うこと。コンSENTツールとして、One Trust（<https://cookie.bizrisk.iij.jp/function>）を継続して使用すること。なお、ツールのライセンス費用・相談費用は本委託費に含まない。
- サ．別紙「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光サイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。
- シ．ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、ウェブサイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

(4) 言語・翻訳の品質管理

- ア．ウェブサイト及びSNSアカウント運営における翻訳及び言語表記については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。また、複数名のネイティブチェックを行うこと。
- イ．東京都・財団による原稿確認は当該言語と日本語双方で行うため、原稿に対し言葉の表現を細部に渡って確認が可能な日本語訳を用意すること。
- ウ．旅行者の視点に立った、自然かつ適切な伝わりやすい文章で掲載すること。
- エ．機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- オ．固有名詞の表現等については、別途財団の指示に従うこと。
- カ．翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含めた適切な対応をとること。

(5) 留意事項

- ア．第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産等を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施するものとする。
- イ．東京以外に大会関連の競技が行われる自治体等（以下「自治体等」という。）と連携して実施する。具体的な調整事項やその方法については、財団と協議の上、その

指示に従うこと。

6 委託内容

受託者は本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を円滑に運営実施すること。

(1) ウェブサイト（英語・日本語）の更新・新規コンテンツ制作・運営管理及び保守管理

ア. 当ウェブサイトの目的

大会を契機に東京への来訪が多く見込まれる国からの観戦客及びスポーツファン層等の嗜好に合わせ、東京及び東京以外の各競技会場を含めた各地の観光情報を発信し、主に欧米豪や日本国内を中心とした観戦客及びスポーツファン層等が開催地を認知し、大会期間中及び大会前後に東京と日本各地へ訪問し周遊することを促す。

イ. 当ウェブサイトで掲載対象となる国際スポーツ大会

- ① 東京 2025 世界陸上
- ② 東京 2025 デフリンピック
- ③ 第 20 回アジア競技大会
- ④ その他、パラスポーツ大会や今後 5 年以内に開催が決定している国内の国際スポーツ大会等について情報収集を行い、財団と協議の上、決定すること。

※大会の中止/延期等により変更になる場合がある。

ウ. ターゲット

英語サイトは各大会のメダル有望国等及び英語圏の海外市場を中心とした観戦客及びスポーツファン層をターゲットとする。日本語サイトは、日本国内の観戦客及びスポーツファン層をターゲットとする。

エ. デザイン・構成

- ① 基本的には既存のウェブサイトを踏襲し、スポーツファンに東京の観光魅力を訴求できるサイトデザインとすること。また、サイト内回遊等、改善が必要な箇所があれば効果的な手法で実施すること。なお、ウェブサイトの全体構成やカテゴリーの検討にあたっては、ウェブデザイン等の専門知識を有する英語ネイティブ人材の視点を取り入れることが望ましい。
- ② 英語版と日本語版のデザイントーンやテンプレートは共通することを原則とするが、日本語版のデザインについては、日本人向けに訴求するデザイントーンにすること。
- ③ ユーザビリティが高く、対象ユーザーが瞬時に理解できるサイト作りを心掛けること。文字の大きさ等、ユニバーサルデザインに配慮したものにする。
- ④ 直帰率が低く、回遊性の高い（平均ページ閲覧数が多い／滞在時間が長い）構成を考え、SNS のフォロー、シェア、関連コンテンツへの遷移等のアクションを意識したサイト作りを行うこと。
- ⑤ 段階的にコンテンツが増えていくことを前提にウェブサイトの構築及び設計をすること。また、世界的なトレンドを取り入れたデザインを心がけること。

- ⑥ PC、スマートフォン、タブレット等の端末機器を配慮したレスポンシブデザインとすること。また、一般的なブラウザ、Windows、Google Chrome、Firefox、Mac Safari、iPhone、Android 等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。

オ. コンテンツ

東京及び各県で開催予定の大会の競技会場施設及びその周辺の観光情報や魅力を発信し、東京及び日本各地への来訪を促進すること。以下の項目に対して、各作業の実施時期を明確にした上で、更新・制作すること。

- ① 東京 2025 世界陸上・東京 2025 デフリンピックの情報発信ページ：両大会に関するイベント情報等を発信すること。また、実際に旅行者の来訪・周遊を促進するよう、関連観光情報の発信を各 1 本以上作成すること。
 - ② 第 20 回アジア競技大会：本大会に関するイベント情報等を発信すること。具体的な内容は財団と協議の上、決定すること。
 - ③ SPORTS EVENTS：本仕様書 6 (1)イに記載のイベント等を掲載すること。
 - ④ HIGHLIGHTS：大会が開催される予定（都内においては、大会の開催が見込まれる施設）の競技会場関連情報やアスリート情報など、ターゲットに訴求力が高い、効果的なコンテンツを制作すること。コンテンツ内では、東京や会場周辺の観光情報を含むこと。更新頻度は 6 月以降、月 1 回以上とすること。また、日本語版記事は英語版と同テーマを想定しているが、日本人向けの書き方と切り口で観光コンテンツを紹介すること。
 - ⑤ ROUTES：大会の開催都市と東京の観光スポットを結んだルートや都内を中心としたスポーツに関連した観光モデルルートを 5 本程度制作すること。
 - ⑥ VENUE：日本国内の大会会場等の施設を選定し、5 箇所程度を追加すること。
 - ⑦ TIPS：日本でのスポーツ観戦等ターゲットにとって有益となる情報の見直し調査及び利便性向上のための改善を実施すること。
 - ⑧ EXPERIENCE：東京から日帰りで行ける、外国人旅行者に人気のスポーツや日本のユニークな体験施設一覧
 - ⑨ EXPERIENCE STORY：体験施設に実際に体験した取材記事を 4 本程度制作すること。
 - ⑩ SPORTS BARS：新規スポーツバーを 4 箇所程度追加すること。掲載施設は都内に所在し、掲載についての許可が取れた店舗のみとすること。
 - ⑪ AREA
 - ⑫ JOURNEY SNAPSHOTS：本仕様書 6 (2)ア③で作成する動画コンテンツを追加すること。
- ・⑤～⑫は、掲載情報を月に 1 回程度確認し、最新情報を更新・掲載すること。休業の施設やサービスを削除し、代替案を提案し、掲載すること。

	英語版ウェブサイト	日本語版ウェブサイト
① 東京 2025 世界陸上・東京 2025 デフリンピックの情報発信ページ	○	○
② 第 20 回アジア競技大会	○	○
③ SPORTS EVENTS	○	○
④ HIGHLIGHTS	○	○
⑤ ROUTES	○	○
⑥ VENUE	○	○
⑦ TIPS	○	×
⑧ EXPERIENCE	○	○
⑨ EXPERIENCE STORY	○	○
⑩ SPORTS BARS	○	○
⑪ AREA	○	×
⑫ JOURNEY SNAPSHOTS	○	○

カ. その他

- ① ウェブサイト及び SNS コンテンツ作成にあたり、各自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- ② 写真素材は各言語版で同じ素材を使用することは妨げない。
- ③ 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。また、アクセス解析からウェブサイトの問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し指示を仰ぐこと。
- ④ オーガニック流入増加に関する施策を適宜行い実施すること（SEO 対策、UI／ユーザビリティの改善等）。
- ⑤ GA4 のうちデータ保存期間が短いものについては、データを定期的にダウンロードし、保存すること。

(2) SNS（英語・日本語 Facebook）の更新及び運営管理

以下の仕様を満たした更新及び運用管理を行うこと。SNS ユーザーに対して、ウェブサイトへの誘導を図り、ウェブサイトの周知・回遊を目的とし、ターゲットは本仕様書 6 (1) のウェブサイトと同じとする。

ア. 発信コンテンツ：各言語版のターゲットの旅行行動及び志向を踏まえ、更新頻度と掲載内容（ウェブサイトの更新に関する告知やターゲットの嗜好を考慮した投稿が望ましい。）について適切に情報発信すること。

- ① 年間を通して投稿を行い、更新頻度は月 2 回以上とする。
- ② オーガニックの集客も考慮したライティングを行い、SNS に適した投稿内容を

作成する。

- ③ リール動画は6月以降、4本程度作成し、投稿すること。
- ④ 受託者が画像・映像を収集すること。また、掲載許可も受託者が取得すること。

⑤ 毎月の投稿内容は、前月15日までに財団へ一覽で提出し、承認を得ること。

イ. 少なくとも1日1回（土日・祝日を除く）以上、ユーザーの投稿内容等を確認し、ネガティブな投稿や不正アクセス等に対して必要な措置を講じること。Facebookユーザーからアカウントへの観光情報お問合せがあった際に1～3日以内に返信を行うこと。また、定型文の多用による、内容にそぐわないリプライは行わないこと。

ウ. フォロワー数、エンゲージメント率（いいね数、シェア数等）等をKPIとして設定し、ファンの醸成を図ること。

エ. フォロワーの離脱が著しい場合は、原因の追究と対策を行うこと。

オ. 必要に応じて、ファン獲得広告及び記事広告運用を実施すること。

(3) オンライン広告掲出

以下の仕様を満たした運用管理を行うこと。目的とターゲットは本仕様書6(1)のウェブサイトと同じとし、大会を契機に東京への来訪が多く見込まれる国からの観戦客及びスポーツファン層等の嗜好に合わせ、東京及び東京以外の各競技会場を含めた各地の観光情報を発信し、主に欧米豪や日本国内を中心とした観戦客及びスポーツファン層等が開催地を認知し、大会期間中及び大会前後に東京と日本各地へ訪問し周遊することを促すことを目的とするが、欧米豪に向けたプロモーションを重点的に行うこと。

ア. ウェブサイトへ誘導するオンライン広告（DSP 広告やネットワーク配信広告等）を適切な広告手法及びツールで実施すること。

イ. 広告表示回数、当ウェブサイトへの誘導数等を計測すること。

ウ. 当ウェブサイト英語版のページビュー数60万PV程度、日本語版は15万PV程度を目途とすること（オーガニック流入も含む）。なお、目標数の達成を意識しつつも、回遊性等の他の指標が良好で、実際の来訪に繋がる可能性の高い、質の高いユーザーへの訴求に努めること。また、ユニークユーザー数及びスクロール（Scroll）をKPIとして、根拠を示した上で設定し、実施すること。なお、その他有益なKPIがあれば、ウォッチング指標として設定すること。

エ. 言語別各ターゲットに訴求できるバナー広告デザインを使用すること。一定期間掲出後、配信効果を適宜検証し、高い効果の見込めるデザインを採用する等、クリック率やウェブサイト回遊促進等の効果が見込める工夫を行うこと。

オ. 言語広告を配信する市場にあわせ、言語の表記ルールを設けること。

カ. オンライン広告掲出期間は事業目的に照らし効果的と思われる広告掲出の時期や掲出頻度を設定すること。

キ. 大会期間中及び大会前後に東京と日本各地へ訪問し周遊することを促すため、効

果的な広報戦略を立てること。

(4) 効果測定及び報告

前述「6 委託内容(1)(2)(3)」において、それぞれに目標 KPI を設定し、効果を測定するとともに、以下を行うこと。

ア. ウェブサイト・SNS アクセス分析

毎月アクセス分析を行い、結果と改善策を毎月 10 営業日までに報告すること。解析項目については、広告以外の流入におけるユニークユーザー数、ページビュー数等の目標値を設定すること。設定した目標値に対し、達成できるようウェブサイト及び SNS 制作・運営を行うこと。

イ. オンライン広告

前述「6 委託内容(3)」にて設定した KPI の数値を毎月報告すること。また、その数値を分析し、結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を実施すること。

ウ. 広告の実施状況を確認するため、ウェブ広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーID 及びパスワードを財団に開示すること。

7 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8 秘密の保持

受託者は、「7 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「7 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※) 第 14 に定めるところによる。

※ https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護等

(1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」(※1) 及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※2) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※3) に定められた事項を遵守すること。

※1 : https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf

※2 : https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf

※3 : https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)に定められた事項を遵守すること。

※4 : https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

ア. 本事業のウェブサイト等を通じて得たもので、ログインされたユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス など。

イ. 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

ウ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスなど)も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (4) 本事業の遂行にあたり「7 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。

ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証

イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

12 完了報告と契約代金の支払いについて

- (1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払いは、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

- (2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書(効果測定含む)

A4版、横書きカラーで作成の上、電子データで納品すること。掲出された広告(オンライン、オンラインメディア)全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。

(別紙として提出することも可能とする)

13 契約更新について

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。

更新を検討するに当たって財団において評価会を実施するため、財団からの指示に従い、業務報

告書を提出すること。

更新後の業務内容・規模については、本委託契約期間内に別途提示する。

14 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本委託契約の履行にあたっては、財団と協議のもと進めること。
- (4) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるウェブサイトを作成し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (5) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (6) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。
- (7) 本事業は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和7年度財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2683
--